

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：本別町防災ガイドマップ)

本別町には陸別町から南に流れ豊頃町北部で十勝川へと合流する十勝川支流の一级河川利別川が流れており、本別川、美里別川、美蘭別川、押帯川、仙美里川の支流が流入している。この支流が利別川に合流する事で降雨量が増加した際、利別川の水位が堤防を超え氾濫の恐れがある。利別川の氾濫注意水位は 36.3m であり、避難判断水位は 37.2m となっている。利別川が氾濫した場合の浸水想定区域は、本別町町防災ガイドマップによると、支流である美里別川・本別川が利別川と合流する市街地及び利別川沿いの美里別地区・勇足地区に浸水被害が予想され、72 時間総雨量 308.1mm の降雨による浸水想定地域に住宅街・商店街地区が含まれている。

地区名	小規模事業者数	浸水想定区域内小規模事業者数
市街地区	233	184
仙美里地区	13	13
勇足地区	32	5
その他	43	0

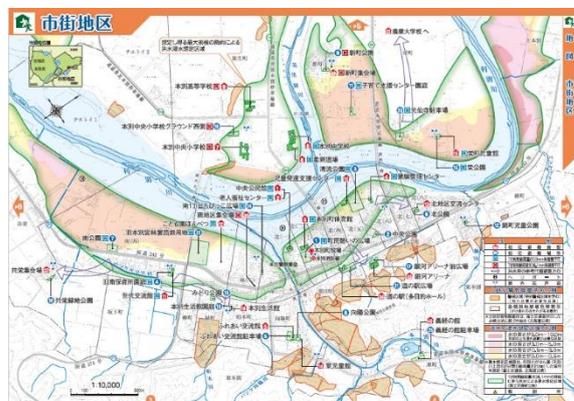
(土砂災害：本別町防災ガイドマップ)

本別町は神居山、義経山、静香山といった標高千メートル未満の低山があり、その周辺は大雨、地震等の災害に誘発されて起きる土砂崩れの危険性高い地域 47カ所を指定カ所に定めている。また、警戒地域（特に注意が必要な区域）と急傾斜地崩壊危険箇所（かけ崩れの恐れがある箇所）について防災ガイドマップに掲載している。

特に神威山周辺は山を取り囲むように警戒地域に指定されており、警戒地域に該当する小規模事業者数は 8 件となっていることから対策が必要とされている。

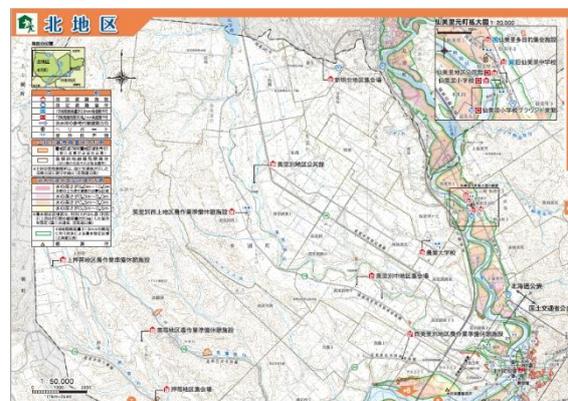
【洪水・土砂災害防災ガイドマップ】

市街地区



(出典：本別町防災ガイドマップ)

仙美里地区



(出典：本別町防災ガイドマップ)

## 勇足地区



(出典：本別町防災ガイドマップ)

(地震：本別町防災計画)

### (1) 海溝型地震

#### 【千島海溝南部・日本海溝北部】

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部、十勝沖、根室沖、色丹島沖及択捉島沖の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。

#### ①三陸沖北部

三陸沖北部では 1856 年 M7.5、1968 年 M7.9 (1968 十勝沖地震)、1994 年 M7.6 (三陸はるか沖地震) の地震が発生しており、この領域は M8 クラス地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

#### ②十勝沖

十勝沖では 1952 年 M8.2、1968 年 M8.0 の十勝沖地震が発生している。これらの地震の震源域については、強振動を発生するアスペリティはほとんど同じであるが、津波の状況からすると 1952 年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられる。この領域は M8 クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後 30 年以内の地震発生確率は 0.5～3%とされている。

#### ③根室沖

根室沖では 1894 年 M7.9、1973 年 M7.4 の地震が発生している。津波の高さの分布から、1894 年の地震は釧路沖を含む地域で発生した可能性が大きいと考えられている。この地域では、M7～8 クラスの地震が発生すると考えられ、1973 年根室沖地震が比較的規模が小さかったこと、1973 年から約 30 年経過していること、2003 年十勝沖地震では釧路沖の領域が破壊されずに残っていることから 1973 年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられている。

### (2) 内陸型地震

#### ①十勝平野断層帯

十勝平野断層帯は、主に足寄町西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と、大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M8 程度の地震が想定されている。光地園断層は西側隆起の逆断層で、M7.2 程度の地震が想定される。30 年以内の地震発生確率は主部が最大 0.2%、光地園断層が最大 0.4%で、この値は我が国の主な活断層

の中ではやや高いグループに属する。

## ②弟子屈地域

弟子屈地域では、横ずれ断層型の地震が頻繁に発生している。主なものでも 1938 年 M6.0、1959 年 M6.2、1959 年 M6.1 及び 1967 年 M6.5 の地震があり被害を出している。

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHISによる予測)

本別町に影響が及ぶ可能性のある地震は、太平洋プレートの活動による「十勝沖」「根室沖」に発生する地震であることが地震ハザードマップにより予想され、十勝沖における M8.0～8.6 の巨大地震発生確立は 30 年以内で 7%、50 年以内で 30%と予想されている。また、根室沖における M8.0～8.6 の発生確率は 30 年以内で 70%、50 年以内で 90%以上と高い確率となっている。

過去においても十勝沖・根室沖において大規模な地震が 5 回発生（昭和 43 年～平成 28 年）し人的・物的被害が多数記録されており、上記の内容から近年海溝を震源とする M8.0 を超える大規模な地震が発生する可能性が高いといえる。

表 4-1 次の十勝沖のプレート間巨大地震の発生確率等

項目	将来の地震発生確率等 <sup>注1</sup>	地震後経過率(期末)	備考
今後 10 年以内の発生確率	0.04% <sup>注2</sup>	0.29	BPT 分布モデルに平均発生間隔 80.3 年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.38$ を適用して算出した。地震後経過率は、対象地震が発生していない仮定の下で、各期末時点で地震発生からの経過時間を平均発生間隔で割った値。
今後 20 年以内の発生確率	1%	0.41	
今後 30 年以内の発生確率	7%	0.54	
今後 40 年以内の発生確率	20%程度	0.66	
今後 50 年以内の発生確率	30%程度*	0.79	
地震後経過率(2017 年 1 月 1 日時点)	0.17		経過時間 13.3 年を平均発生間隔 80.3 年で割った値。
次の地震の規模	M8.0～8.6 程度 <sup>注3</sup>		領域の面積及び同領域で発生した過去の地震の M を参考にして判断した。ただし、面積から規模を推定する手法は複数あり、値にはばらつきが含まれるため、過去の地震から判断される規模 (M8.0～8.3) に比べ、M8.4 以上の信頼性は低い。

(出典：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

表 4-2 次の根室沖のプレート間巨大地震の発生確率等

項目	将来の地震発生確率等 <sup>注1</sup>	地震後経過率(期末)	備考
今後 10 年以内の発生確率	20%程度* <sup>注2</sup>	0.81	BPT 分布モデルに平均発生間隔 65.1 年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.22$ を適用して算出した。地震後経過率は、対象地震が発生していない仮定の下で、各期末時点で地震発生からの経過時間を平均発生間隔で割った値。
今後 20 年以内の発生確率	50%程度*	0.96	
今後 30 年以内の発生確率	70%程度*	1.11	
今後 40 年以内の発生確率	90%程度*	1.27	
今後 50 年以内の発生確率	90%程度以上*	1.42	
地震後経過率(2017 年 1 月 1 日時点)	0.67		経過時間 42.5 年を平均発生間隔 65.1 年で割った値。
次の地震の規模	M7.8～8.5 程度 <sup>注3</sup>		領域の面積及び過去に発生した地震の M を参考にして判断した。表 4-1 と同様で、過去の地震から判断される規模 (M7.8～8.3) に比べ、M8.4～8.5 の信頼性は低い。

(出典：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

(その他)

本別町では、上記の外に台風による水害、風害は農業への影響や家屋・店舗・倉庫などの建物の倒壊に繋がる恐れがあり、寒冷地帯特有の冬季間の水道凍結や暴風雪による異常降雪・積雪による交通の途絶といった災害が起こっている。

《S43～H28 における主な災害回数》

種別	発生回数	主な被害記録
台風	13 回	H28-畑冠水、町道 138 カ所の路面・路肩決壊、河川埋塞。被害総額 1,179,700 千円 H15-降水量 187 mm 記録避難者 255 人、災害対策本部設置。被害総額 2,396,121 千円
暴風雨	4 回	H18-河川決壊、町道路盤流出。被害総額 15,354 千円 H12-農林土木設備に被害、災害対策本部設置。被害総額 180,231 千円
暴風雪 大雪	2 回	S53-バス全面運休、学校臨時休校。 S44-学校臨時休校、交通機関に影響

(出典：本別町地域防災計画より抜粋)

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数            358 人 (独自データ)
- ・小規模事業者数        321 人 (独自データ)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商 工 業 者	建 設 業	67	60	町内に広く分散
	製 造 業	23	21	〃
	卸 売 業	8	7	〃
	小 売 業	87	76	市街地に集中
	飲 食 業	44	44	〃
	サービス業・その他	129	113	町内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
本別町防災会議条例	S37.12	
本別町地域防災計画	H31.3	第 19 号
避難勧告等の判断・伝達 マニュアルの作成	H26.7	土砂災害編 (H26.7) 水害編 (H28.10)
防災訓練の実施	H29.11	冬季防災訓練 参加者 84 名
	H29.9	各自治会・施設防災訓練等の実施
防災備品の備蓄	—	食料 (2,150 食)・飲料水 (2,912ℓ) ストーブ 20 台、発電機 24 台、寝具 800 枚

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
事業継続計画について周知	H30.1	広報記事掲載
BCP 策定セミナー参加	H30.9	池北三町青年部員研修で実施した BCP 策定セミナーに参加し 3 企業が BCP を策定した。

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。

### 3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R2	R3	R4	R5	R6
建設業	67	60	1	1	2	1	1
製造業	23	21	0	1	0	1	0
卸売業	8	7	0	0	1	0	1
小売業	87	76	1	2	1	1	1
飲食業	44	44	1	1	1	1	1
サービス業・その他	129	113	2	1	1	2	2
合計	358	321	6	6	6	6	6

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに土砂災害警戒区域を優先し、7期（35年）において両地域の全小規模事業者が策定するよう設定した。

- ・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関との体制構築	連携会議開催	年1回

### 4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

本別町	本別町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和3年4月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自調査)	策定件数					フォローアップ回数				
			R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
建設業	67	60	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1
製造業	23	21	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
卸売業	8	7	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
小売業	87	76	1	2	1	1	1	1	2	1	1	1

飲 食 業	4 4	4 4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サービス業・その他	1 2 9	6 8	2	1	1	2	2	2	1	1	2	2
合 計	3 5 8	3 2 1	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	本別町企画振興課

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ本別町企画振興課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等） ③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・本別町災害対策本部の方針に従い、本別町企画振興課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> </ul>	事務局長

	・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき	経営指導員
準備	・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員

・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

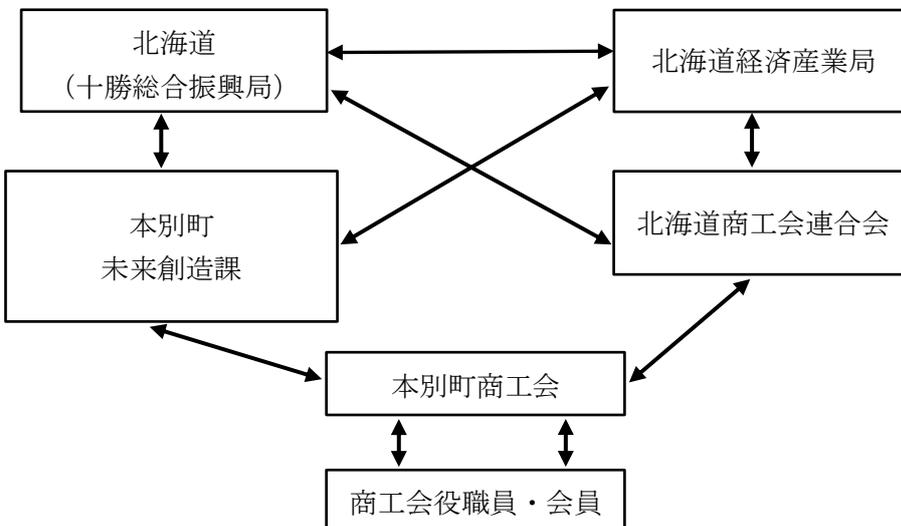
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、十勝総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

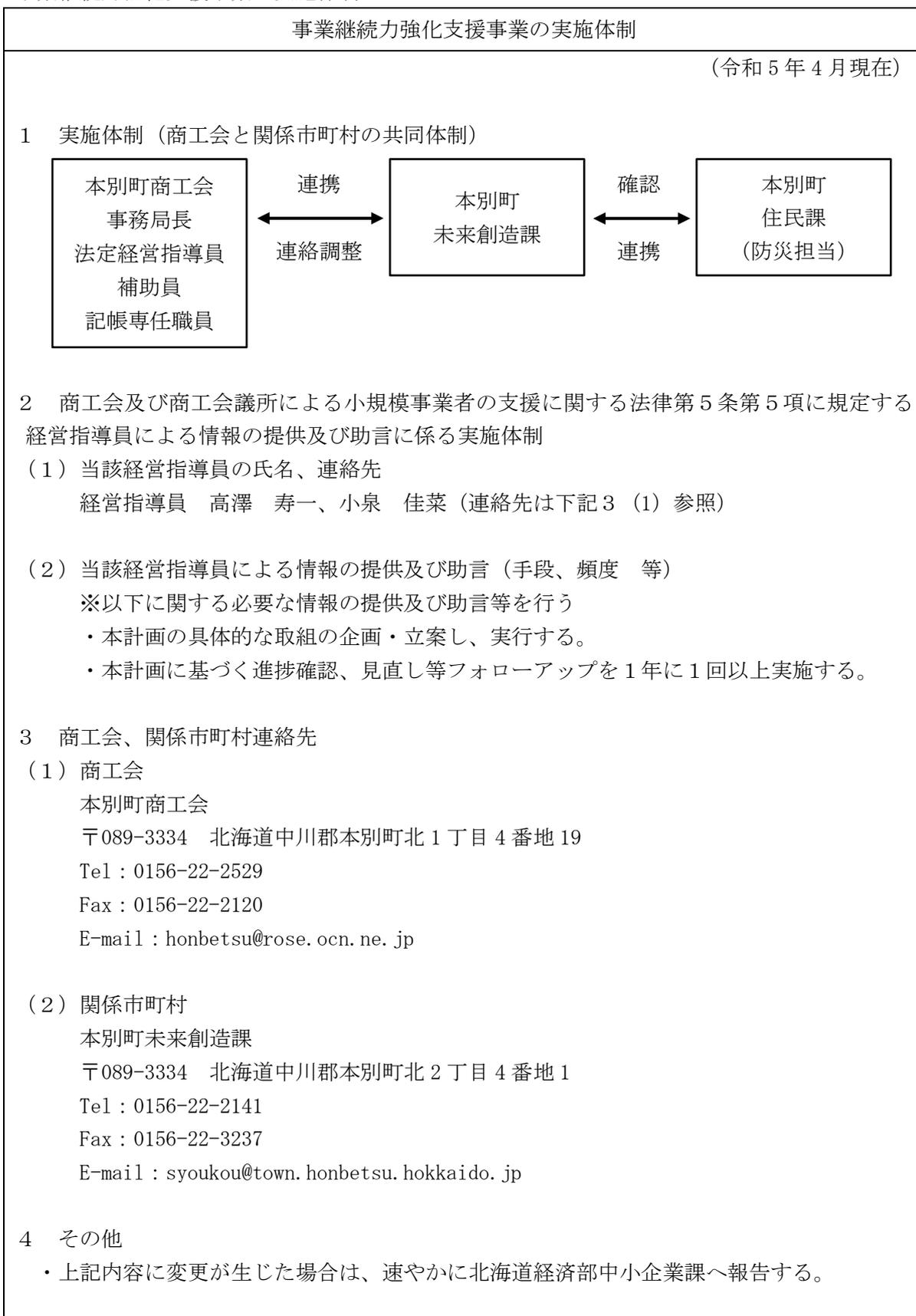
- ・本別町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、本別町・本別町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンプ、チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。